

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会



指宿市実行委員会



第1回輸送・警備専門委員会



燃ゆる感動



かごしま国体・かごしま大会

——— 第75回国民体育大会 ———

——— 第20回全国障害者スポーツ大会 ———

10月3日（土）～13日（火）

10月24日（土）～26日（月）

日 時 令和2年3月4日（水）10時から

場 所 ふれあいプラザなのはな館（2階）会議室4

会 次 第

1 開会

2 事務局長あいさつ

3 委嘱状交付

4 審議事項

(1) 常任委員会からの委任事項

ア 「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市輸送・交通業務実施要項（案）について

イ 「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市警備・消防防災業務実施要項（案）について

(2) その他の事項

5 その他

6 閉会

燃ゆる感動かごしま国体かごしま大会指宿市実行委員会

輸送・警備専門委員会名簿

◎：委員長，○：副委員長，※：他専門委員会と重複

番号	所 属	役 職	氏 名	区 分	出欠
1	市タクシー協会	会長	別府 竜人	輸送・交通	○
2	九州旅客鉄道株式会社指宿駅	駅長	湯通堂 勉	輸送・交通	○
3	(株) なんきゅうドック	専務取締役	西本 幸成	輸送・交通	○
4	鹿児島交通株式会社指宿営業所	所長	今塩屋 悟	輸送・交通	○
5	指宿警察署	交通課長代理	竜口 幸次	警備・交通	○
6	指宿南九州消防組合	次席	三嶽 秀人	消防防災	○
7	指宿市消防団	団長	前川 周三	消防防災	○
8	指宿市商工水産課	課長	上田 和成	輸送・交通	○
9	指宿市都市・海岸整備課	参与	※ 荻 定治	輸送・交通	○
10	指宿市危機管理課	課長	山下 秀一	消防防災	○

【事務局】

番号	所 属	役 職	氏 名	区 分	出欠
1	産業振興部 国体・スポーツ コンベンション推進室	部長	川路 潔	事務局長	○
2		室長	大迫 格史	事務局次長	○
3		主幹兼 係長	打越 貴人	競技輸送班長	○
4		主査	吉原 一幸	競技輸送班員	○
5		主事	田中 滉一郎	競技輸送班員	○
6		臨時的 任用	伊藤 加奈子	競技輸送班員	○

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会指宿市実行委員会会則

第1章 総則

(設置)

第1条 第75回国民体育大会（冬季大会を除く。）及び第20回全国障害者スポーツ大会（以下「両大会」という。）において本市で開催される競技会（以下「競技会」という。）に必要な事業を行うため、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会指宿市実行委員会（以下「本会」という。）を置く。

(事業)

第2条 本会は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び総合計画・準備・運営に関すること。
- (2) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (3) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (4) 関係競技団体その他関係機関及び団体との連絡調整に関すること。
- (5) その他必要な事業に関すること。

第2章 組織

(構成)

第3条 本会は、会長及び委員をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係競技団体その他関係機関及び団体の代表者及び役職員
- (2) 市議会議員
- (3) 市関係者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) その他両大会の開催準備及び運営に関係のある者のほか、会長が特に必要と認める者

(役員)

第4条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 6名以内

(3) 常任委員 50 名以内

(4) 監事 2 名

(役員の選任)

第 5 条 会長は、市長をもって充てる。

2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て委員のうちから会長が委嘱する。

3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

(役員の職務)

第 6 条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第 11 条第 7 項各号に掲げる事項を審議する。

4 監事は、本会の財務を監査する。

(任期等)

第 7 条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱された日から本会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体等の代表者及び役職員でなくなった場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前 2 項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。

(顧問及び参与)

第 8 条 本会に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、助言する。

5 顧問及び参与の任期等は、前条の規定を準用する。

第 3 章 会議

(会議の種類)

第9条 本会に次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会

(総会)

第10条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

- 2 総会は、会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。
- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 両大会の開催基本方針に関すること。
 - (2) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (4) 予算及び決算に関すること。
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
 - (6) その他重要な事項に関すること。
- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。
ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。
- 6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(常任委員会)

第11条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長をもって充てる。
- 4 常任委員会は、必要に応じ会長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。

7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議決定し、その結果を必要に応じ
て次の総会に報告する。

- (1) 総会から委任された事項に関すること。
- (2) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。
- (3) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託及び委任事項に関すること。
- (4) その他会長が必要と認める事項に関すること。

8 前条第5項及び第6項の規定は、常任委員会について準用する。

(専門委員会)

第12条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項について調査審議し、その結果を常任委員会に報告し、承認を得なければならない。

3 専門委員会は、常任委員会から委任された事項について審議決定し、その結果を常任委員会に報告する。

4 第7条の規定は、専門委員の任期について準用する。

5 前各項に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮り、会長が別に定める。

第4章 会長の専決処分

第13条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないと認めるとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を求めなければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第14条 本会の事務を処理するため、事務局を産業振興部内に置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第 15 条 本会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第 16 条 本会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第 17 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

2 本会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第 7 章 補則

(委任)

第 18 条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成 28 年 6 月 28 日から施行する。

(会計年度の特例)

2 平成 28 年度の会計年度は、第 17 条の規定にかかわらず、この会則の施行の日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。

附 則

1 この会則は、平成 30 年 5 月 14 日から施行する。

2 この会則施行の際、現に第 75 回国民体育大会指宿市準備委員会の委員、役員、顧問、参与又は専門委員である者は、それぞれ燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会指宿市実行委員会の委員、役員、顧問、参与又は専門委員に委嘱されたものとみなす。

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会
指宿市実行委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会（以下「両大会」という。）指宿市実行委員会会則第12条第5項の規定に基づき、専門委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員会の種類等)

第2条 委員会の種類並びに常任委員会からの付託事項及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 各委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 若干名

2 委員長及び副委員長は、両大会指宿市実行委員会の会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員長は、必要があるときは、専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第5条 委員会は、運営上必要があるときは、部会を設けることができる。

2 部会の委員は、会長が委嘱する。

3 部会に関する事項は、委員長が定める。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、当該委員会の委員長が会長の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は、平成30年5月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月24日から施行する。

別表（第2条関係）

名称	付託事項	委任事項
総務・広報専門委員会	1 開催準備総合計画に関すること 2 広報の基本的事項に関すること 3 市民運動の基本的事項に関すること 4 その他広報及び市民運動に係る重要な事項に関すること 5 他の専門委員会に属さない重要な事項に関すること	1 開催準備総合計画の進行管理に関すること 2 文化プログラムに関すること 3 広報及び啓発の実施に関すること 4 市民運動の実施に関すること 5 報道機関との調整に関すること 6 記録映像及び記録写真に関すること 7 他の専門委員会に属さない事項に関すること（重要なものを除く。）
競技・式典専門委員会	1 公開競技及びデモンストレーションスポーツの選定に関すること 2 競技施設の整備に係る計画の策定に関すること 3 実施競技の企画及び運営に係る計画の策定に関すること 4 その他実施競技の企画及び運営に係る重要な事項に関すること 5 式典の基本的事項に関すること 6 その他式典に係る重要な事項に関すること	1 実施競技の運営に関するもののうち、次に掲げるもの (1) 競技用具に関すること (2) リハーサル大会に関すること (3) 競技記録に関すること (4) その他実施競技の企画及び運営に関すること（重要なものを除く。） 2 競技役員等の養成及び編成に関すること 3 開始・表彰式の企画及び運営に関すること 4 式典音楽の実施に関すること 5 式典演技の実施に関すること 6 炬火リレーの実施に関すること 7 その他式典に関すること（重要なものを除く。）

名称	付 託 事 項	委 任 事 項
宿泊・医事専門委員会	1 宿泊の基本的事項に関する こと 2 医事・衛生の基本的事項に 関すること 3 その他宿泊及び医事・衛生 に係る重要な事項に関するこ と	1 宿泊に関すること 2 医療救護及び防疫に関するこ と 3 食品衛生及び環境衛生に関す ること 4 その他宿泊及び医事・衛生に関 すること（重要なものを除く。）
輸送・警備専門委員会	1 輸送及び交通の基本的事項 に関すること 2 その他輸送及び交通に係る 重要な事項に関すること 3 警備及び消防防災の基本的 事項に関すること 4 その他警備及び消防防災に 係る重要な事項に関すること	1 県外参加者等の輸送に関する こと 2 競技会場地の輸送に関するこ と 3 その他輸送及び交通に関する こと（重要なものを除く。） 4 競技会場地の警備及び消防防 災に関すること 5 その他警備及び消防防災に関 すること（重要なものを除く。）

議 事

審 議 事 項

(1) 常任委員会からの委任事項

「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市輸送・交通業務実施要項（案）

1 趣旨

この要項は、「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市輸送・交通基本計画に基づき、第75回国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市開催競技（以下「国体」という。）における輸送交通業務の実施について、万全を期すため必要な事項を定める。

2 実施方法

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会指宿市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会（以下「県実行委員会」という。）と連携を図るとともに、関係機関・団体等の協力を得て、輸送交通業務を実施する。

3 輸送対象者

- (1) 選手・監督
- (2) 競技役員、競技補助員
- (3) 競技会役員、競技会係員、競技会補助員
- (4) 視察員、報道員
- (5) 一般観覧者
- (6) その他、市実行委員会が必要と認めた者

4 実施期間

実施期間は、原則として公式練習日を含む国体期間中とする。ただし、特別な事情があると認められる場合は、この限りではない。

5 実施範囲

- (1) 実施範囲は、競技会場、練習会場、駐車場、宿舍、その他関連諸行事の会場（以下「競技会場等」という。）の相互間とする。
- (2) 輸送については、原則として公共交通機関を利用することとし、公共交通機関による輸送が困難な場合及び競技の実施に著しく支障がある場合は、計画輸送を行う。
- (3) 計画輸送は、原則として当該輸送交通業務の範囲が近距離の場合は行わない。

6 輸送業務の内容

- (1) 計画の策定
市実行委員会は、関係機関・団体等の協力を得て、輸送対象者、発着場所、発着時刻等を内容とする輸送計画を作成する。
- (2) 経路の設定
市実行委員会は、参加人員、時間帯等を考慮し、関係機関・団体等と協議のう

え輸送経路を設定する。

(3) 輸送の案内

市実行委員会は、必要に応じて主要な駅等に案内所を設置し、競技会場等への誘導案内を行う。

(4) 乗降所の設置及び係員配置

市実行委員会は、競技会場でのシャトルバス・タクシーの発着所等について、輸送対象者の利便と安全を図るため、必要に応じて乗降所を設定し、係員を配置する。

(5) 指定下車駅の設定

市実行委員会は、県実行委員会と協議のうえ、全国輸送との連携を図るため、「指定下車駅」を設定する。

(6) 全国輸送との連携

指定下車駅と宿舍の相互間の輸送については、自主移動とする。ただし、移動距離及び道路交通事情を勘案し、必要に応じて計画輸送を実施する。

7 輸送力の確保

(1) 車両の確保

市実行委員会は、計画輸送のため、バス、タクシー等の借上げが必要と認められる場合は、関係機関・団体等の協力を得て確保する。

(2) 予備車両の確保

市実行委員会は、国体期間中、予備車を準備して緊急時に備える。

8 交通業務の内容

(1) 交通の規制

市実行委員会は、国体の円滑な運営に万全を期すために、所轄警察署の協力を得て、必要に応じて競技会場周辺等における交通規制措置を講じる。

(2) 案内標識の設置

市実行委員会は、輸送対象者を安全で正確かつ迅速に目的地へ誘導するため、関係機関・団体等と協議のうえ、必要に応じて主要道路、競技会場及び練習会場周辺並びに駐車場等の主要箇所に案内標識、案内旗等を設置する。

(3) 交通整理及び係員の配置

市実行委員会は、競技会場周辺等における通行の安全及び交通混雑の緩和のため、必要な箇所に係員を配置し、交通の整理誘導を実施する。

(4) 路上駐車の防止

市実行委員会は、交通渋滞や交通事故発生の要因となる路上駐車を防止するため、所轄警察署の協力を得て、必要に応じて競技会場周辺等の巡回を行う。

9 駐車場対策

(1) 駐車場の確保

市実行委員会は、輸送対象者が利用する車両台数を勘案し、関係機関・団体等

の協力を得て、競技会場及び練習会場周辺に必要な駐車場を確保する。

なお、駐車場と競技会場が遠隔地となる場合は、シャトルバスの運行等必要な措置を講じる。

(2) 車両の誘導及び係員の配置

市実行委員会は、駐車場に係員を配置し、車両の適切な誘導を行い、事故防止に努める。

(3) 路上駐車防止

市実行委員会は、利用者を限定する必要がある特定の駐車場を利用する人に対して、事前に「駐車許可証」を交付し、許可車両であることを確認することにより、適切な車両誘導及び駐車場の円滑な管理運営を図る。

10 交通環境対策

市実行委員会は、国体期間中の環境への負荷の軽減と交通混雑の緩和のため、輸送対象者に対して公共交通機関の利用の促進及び自家用車での来場自粛を働きかける。

また、市民に対しても渋滞の原因となる路上駐車防止及び自家用車利用の自粛等の啓発を行う。

11 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市警備・消防防災業務実施要項（案）

1 趣旨

この要項は、「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市警備・消防防災基本計画に基づき、第75回国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市開催競技（以下「国体」という。）における警備・消防防災業務の実施について、万全を期すため必要な事項を定める。

2 実施方法

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会指宿市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、関係機関・団体等の協力を得て、警備・消防防災業務を実施する。

3 実施期間

実施期間は、原則として国体開催までのうち実行委員会が必要と認める期間及び公式練習日を含む国体期間中とする。ただし、特別な事情があると認められる場合は、この限りではない。

4 実施範囲

実施範囲は、競技会場、練習会場、駐車場（以下「国体関連施設」という。）及び宿舎その他必要とされる場所とする。

5 実施体制

(1) 国体開催前

実行委員会は、関係機関との連携を図りながら、平常時の業務体制で行う。

(2) 国体期間中

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会指宿市実施本部は、警備・消防防災業務を統括する。

6 警備業務の内容

(1) 基本的事項

国体関連施設の雑踏事故及びその他事件・事故の防止に取り組む。

(2) 実施内容

ア 国体開催前

- (ア) 警備体制及び通信連絡体制の整備・確立に関すること。
- (イ) 現地踏査の実施に関すること。
- (ウ) 警備業務に携わる警備員及び係員の確保に関すること。
- (エ) 施設・構造物の安全対策の推進に関すること。
- (オ) その他必要な警備業務に関すること。

イ 国体期間中

- (ア) 選手・監督、役員、視察員、報道員、その他関係者及び一般観覧者の国体関連施設での誘導及び混雑防止の措置に関すること。
- (イ) 雑踏事故、その他事件・事故の防止に関すること。
- (ウ) 国体関連施設及び必要と認める箇所での交通誘導警備に関すること。

- (エ) 国体関連施設及び周辺における犯罪の予防に関する事。
- (オ) 国体関連施設における避難通路の確保に関する事。
- (カ) 入退場者管理に関する事。
- (キ) 不審者・不審物の発見と適切な対応に関する事。
- (ク) 国体関連施設への不法侵入予防，施錠確認等の管理に関する事。
- (ケ) 円滑な運営を妨害しようとする者への対応に関する事。
- (コ) 迷子及び遺失物等への対応に関する事。
- (サ) その他必要な警備業務に関する事。

7 消防防災業務の内容

(1) 基本的事項

- ア 消防法等関係法令を遵守し，国体関連施設及び宿舎の消防防災に取り組む。
- イ 指宿市地域防災計画及び各施設の消防計画に定められた事項を基本とする。

(2) 実施内容

ア 国体開催前

- (ア) 国体関連施設における消防防災体制の確立に関する事。
- (イ) 国体関連施設及び宿舎における予防査察（消防用設備・避難経路の点検及び防火安全対策の指導）に関する事。
- (ウ) 消防防災に必要な教育訓練の実施に関する事。
- (エ) 防火防災意識の啓発活動の推進に関する事。
- (オ) 国体関連施設での避難訓練に関する事。
- (カ) その他必要な消防防災業務に関する事。

イ 国体期間中

- (ア) 国体関連施設及び宿舎における火災等の予防，警戒及び鎮圧に関する事。
- (イ) 国体関連施設における救急・救助に関する事。
- (ウ) 国体関連施設における火災その他の災害発生時における避難通路の確保及び避難誘導に関する事。
- (エ) 気象情報及び火災その他災害情報の収集と伝達に関する事。
- (オ) その他必要な消防防災業務に関する事。

(3) 大規模災害等に係る対策

国体開催前及び国体期間中において，指宿市災害対策本部または災害警戒本部が設置された場合は，当該本部と連携し対応する。

8 その他

この要項に定めるもののほか，必要な事項は別に定める。

參考資料

「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市輸送・交通基本計画

1 目的

第75回国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員、その他関係者及び一般観覧者（以下「国体参加者」という。）の輸送交通について、「指宿市開催準備総合計画」及び県の「輸送・交通基本方針」に基づき、交通及び道路の状況等に十分配慮し、安全かつ効率的な輸送を行うことを目的とする。

2 内容

(1) 輸送対策

ア 国体参加者の輸送は、原則として既存の公共交通機関を利用する。

ただし、競技会場、練習会場及び宿泊施設への公共交通機関の状況等から必要と認められるときは計画輸送を行う。

イ 関係機関・団体等と協議のうえ、国体参加者の安全かつ効率的で確実な運送手段の確保に努める。

(2) 交通対策

ア 国体参加者関係車両の安全かつ円滑な運行を図るとともに、一般交通に与える影響を最小限にとどめるため、所轄警察署等関係機関・団体等と協議の上、必要に応じて交通規制を行う。

イ 国体参加者関係車両の安全確保を図り、目的地に迅速に到着させるため、競技会場及び練習会場周辺道路に案内標識を掲出し、必要に応じ整理誘導員を配置する。

(3) 駐車場対策

関係機関・団体等の協力を得て、競技会場・練習会場及びその周辺に必要な駐車場の確保に努め、必要に応じ駐車場整理員を配置し、駐車場が遠隔地になるときは必要な措置を講じる。

(4) 交通環境対策

大会期間中は、環境への負荷の軽減と交通混雑の緩和のため、国体参加者に対し公共交通機関の利用の啓発に努める。

また、市民に対しては、渋滞の原因となる違法駐車防止など競技会場及びその周辺の交通環境対策のための啓発に努める。

「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市警備・消防防災基本計画

1 目的

第75回国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」における警備・消防防災対策について、「指宿市開催準備総合計画」及び県の「警備・消防防災基本方針」に基づき、関係機関・団体等との緊密な連携のもとに、警備・消防防災体制の確立を図り、安全・安心かつ円滑な国体運営が行われるよう万全を期することを目的とする。

2 内容

(1) 警備対策

ア 競技会場等における雑踏事故、その他の事故及び事件の防止を重点とした適切な警備措置を講じる。

イ 国体期間中は、暴力事犯・盗犯防止対策等の諸対策を推進し、犯罪の予防に努める。

(2) 消防防災対策

ア 関係機関・団体等の協力を得て、競技会場、練習会場、宿泊施設及び沿道等（以下「競技会場等」という。）の火災、その他の災害の予防並びに災害発生時における情報伝達、避難誘導及び救急救助に関する諸対策を講じる。

イ 国体期間中の火災、その他の災害の未然防止及び災害発生時の被害の軽減を図るため、防火・防災意識の高揚を図る。

(3) 関係機関等との連絡調整

警備・消防防災対策の円滑な推進を図るため、関係機関・団体等と緊密な連携を保つとともに、情報連絡体制を確立する。